

令和2年11月24日 衆議院財務金融委員会議事録

○越智委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主党・社民・無所属の日吉雄太です。

私も、森友学園問題について質問をさせていただきます。まず、前回のときに質問できなかった点から聞かせていただきます。

私の方からは個別的な内容についてお伺いさせていただきます。

この報告書の千百九十ページに、調査票八、この中に探索先として財務省大臣官房長・秘書課というところの調査票があるんですが、ここで、当時の在籍者についての調査が、現在の在籍者に確認すれば探索可能なためということで、実施しなかったということになっております。

他の探索先を見ますと調査されているんですけども、なぜここだけ当時の方に調査をしなかったのか、これについてまず教えてください。

○茶谷政府参考人（財務省大臣官房長）

お答え申し上げます。

大臣官房長・秘書課において探索対象となった資料は調査報告書を作成した際の聴取メモ等であり、当該聴取メモ等は現在の在籍者が保管していることから、現在の在籍者に対して資料探索等の確認を行ったものでございます。

○日吉委員

ほかの部署でもそういったものは引き継がれていると思います。

ですので、対象者が全く同じだったらわかるんですけども、そうじゃなくて、違う方もいたら、念のために確認する必要があるんじゃないかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○茶谷政府参考人（財務省大臣官房長）

お答え申し上げます。

理財局において探索対象となった資料は、法律相談文書が保管されていたことを知っていた職員の範囲など当時の職員の認識を確認するものを含むため、当時の在籍者を探索対象に含めておるところでございますが、繰り返しになりますが、大臣官房長・秘書課において探索対象となった資料は調査報告書を作成した際の聴取メモ等であり、当該聴取メモ等は現在の在籍者が保管していることから、現在の在籍者に対して資料探索等の確認を行ったものでございます。

○日吉委員

念のため、もう一度だけ確認します。

ここの対象者となる方は同じなのか違うのか、それだけ教えてください。

○茶谷政府参考人（財務省大臣官房長）

お答え申し上げます。

その間に人事異動があったので、異なっている部分がございます。(日吉委員「済みません、もう一度お願いします」と呼ぶ)

当時と現在で人事異動があったものですから、対象となる人は異なっている部分がございます。

○日吉委員

もう一点、済みません。

なぜ大臣官房においては平成三十年三月からの調査になっているのでしょうか。

○茶谷政府参考人 (財務省大臣官房長)

財務省の秘書課において調査を開始したのが平成三十年三月になっているからでございます。

○日吉委員

二十九年二月からということで全ての部署を調査しておりますけれども、これは大臣官房ではやる必要はないんですか。

○茶谷政府参考人 (財務省大臣官房長)

お答え申し上げます。

大臣官房秘書課においては、平成三十年の三月に森友問題の改ざんが発覚した後、監察として調査するために、調査を平成三十年三月から開始したところでございますので、三十年三月からとなっておりますところでございます。

○日吉委員

そうしますと、先ほど、当時と現在では担当者が違うということですので、念のためそこは確認するべきではないかなということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

前回お話を伺ったときに、近畿財務局での法律相談文書の件でお話をさせていただきました。

まず、会計検査院の方にお伺いいたします。

普通、検査を行うに際していろいろな資料の請求を思うんですが、その際に、その窓口となる方に、こういった資料が欲しい、法律相談文書を保存されていますかというようなことを聞かれると思うんです。一般論で結構なんですけれども、そういったときに、その窓口となっている方が文書の存在がわからないときには、さらに、こういったところにあるんじゃないかとか、そういったあたりをつけながらいろいろな部署に問い合わせてもらって、こういったことをしていただくのかなというふうに想像できるんですけれども、資料要求の仕方について簡潔にお答えいただけますでしょうか。

○宮川 (会計検査院第3局長)

お答え申し上げます。

検査に係る資料の依頼の方法についてのお尋ねでございます。

一般論として申し上げますと、会計検査院では、検査対象機関における会計検査の窓口である部署に対しまして、一括して検査に必要な資料の提出を求めるのが一般的でございます。その後、検査が進捗いたしまして、担当部署が明らかになったなどの場合には、当該部署を特定いたしまして資料の提出を求めることもございます。

○日吉委員

そうしますと、この法律文書は管財部が窓口になっていましたということなのですが、法律文書の存在自体は管財部ももちろん知っていましたし、それが保存されていたということがわからなかったということなんですけれども、法律文書が存在した、それが近畿財務局の中の統括法務監査官、こちらの方でもその法律文書をやりとりしているということは近畿財務局内で共有されていたということによろしいですね。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

ちょっと御質問の趣旨が、はっきりと理解しているかわかりませんが、先ほど会計検査院が答えられましたとおり、一般的に、会計検査に対しましては担当となる部門の職員が対応を行います。必要に応じて担当部門以外の職員が同席して補足的に説明を行う場面もございます。

この二十九年春に行われました会計検査におきましては、主に管財部、具体的には第一統括国有財産管理官のところを中心となって対応しておりましたが、統括法務監査官が一部検査に同席をした場面もあったというふうに承知しております。

しかしながら、統括法務監査官が同席した場面では資料の提出が求められていなかったということで、その時点において管財部の人間が法律関係文書の存在に気がつかなかったということがございます。

○日吉委員

済みません、統括法務監査官が同席されていたということなんですけれども、そこに資料請求がなかったということ、今御答弁だったと思うんですが、管財部の方に資料請求があったときに、じゃ、その管財部の方も当然統括法務監査官のところでも法律相談の文書のやりとりをしているということは知っているわけですので、もしかしたらそちらに資料が保管されているんじゃないかということは考えると思うんですけれども、管財部からそれを聞かれたことはなかったんですか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

先ほど申し上げましたとおり、この平成二十九年の春の会計検査におきましては、主に管財部の統括国有財産管理部門が対応しておりましたが、質問や議論の内容によって、それでは不十分なところにつきましては適宜他部門の職員も同席して補足的に説明していたというのが実際のところであります。

こうした中で、なぜ管財部が法律相談文書の存在に気がつかなかったのかということであらうかと思いますが、部門をまたがる一覧性のあるリストが作成されていなかったことや、これは平成三十年度の会計検査院の報告書にも記載されておりますが、通常、他の部署の行政文書の保存状況を確認をする、そういう習慣にはないこと、それから、この件におきましては事務的に極めて多忙な中で会計検査の対応をしており、他部門に法律相談文書が保存されているということには思いが至らなかったということから、管財部の方では統括法務監査官部門に当該文書が保存されているということについて気がつかなかったというふうに承知をしております。

○日吉委員

前回の質疑のときに御答弁いただいたんですけれども、法律文書についての個別の指示は確認されなかったという御答弁だったんですが、応接録などについては提出を拒むようにというようなことが実際に行われました。

これは、本省から近畿財務局に対して、この内部資料、検討資料について、全体として検査院に提出するとか、そういった指示があったんじゃないんですか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

平成二十九年の会計検査院の検査に対する対応につきましては、財務省の調査報告書におきまして、会計検査院から廃棄していない応接録などを提示するよう求めがございましたが、理財局において国会審議等において存在を認めていない文書の提出に応じることは妥当ではないというふうに考えて、存在しない旨の回答を続けたというふうに認定をされております。

○日吉委員

ですので、応接録はわかったんですけれども、応接録を提出するなという指示をしているわけですから、ほかのものだって提出しないようにという指示をしていたんじゃないのかなど。

全体として、赤木さんの手記の中では一切提出するなというふうに言われているというふうに書いてありましたけれども、本省から、検査院の検査に対して資料を一切提出するとか、そういう指示が出されていたんじゃないんですか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

今般衆議院の調査局から御要請がありました予備的調査におきまして当方で行いました資料探索等の確認の過程におきまして、指示等の内容を示す資料の探索にあわせて、会計検査院への対応をしていた当時の職員に対しまして確認を行ったところでございます。

そうしたところ、御要請の項目が法律相談文書ということでございましたので、法律相談文書について個別の指示があったということは確認されていなかったということでございます。

○日吉委員

じゃ、それ以外、どういったものについて提出をしないようにという指示をされたんですか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

まずは、平成二十九年春の会計検査院における対応でございますが、先ほど、近畿財務局の管財部が中心、窓口となって対応したというふうに申し上げました。この平成二十九年春の会計検査院の検査は、時間的な余裕もなく、また国会等で再三にわたって御議論があった内容であるということもあわせて、本省の職員が現地に赴いて、窓口である管財部の職員とともに会計検査院の対応に当たっております。

そうした中で、応接録等につきましては、これまでの国会答弁との関係もありまして、回答を行わなかったということでございます。法律相談文書につきましては、そのような、提出を差し控えよというような指示も行われておりませんでした。

○日吉委員

近畿財務局長、当時の美並局長は、この法律相談文書が保存されているということは御存じだったんですか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

統括法務監査官室において、所管の資料ということで、保存期間五年と定めて保管をされているという取扱いになっておりましたが、当時の近畿財務局長がその点を承知していたかどうかについては、ちょっと当方ではおわかりしかねます。

○日吉委員

時間が参りましたので終わりますが、その点を確認して、今度教えてください。

以上で終わります。どうもありがとうございました。